

女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への各府省における対応状況

資料 1

(注)

この資料は、各項目について関係すると考えられる府省に対して、それぞれの対応状況を事務局から照会し、これに対する回答内容を掲載したものです。項目によっては「各府省における対応状況」欄に記載の府省以外にも、関係する府省があるものがあります。

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
13	委員会は、本条約のすべての規定を計画的かつ継続的に実施する締約国の義務を想起し、今回の最終見解において特定された関心事項及び勧告を、締約国の次回の報告提出までの優先課題と考える。従って、委員会は、締約国の実施活動においてこれらの分野を重点とすること、並びにとられた措置及び達成された成果を次回報告で報告することを締約国に要請する。委員会は、今回の最終見解の十分な実施が確保されるように、同最終見解を全ての関連省庁、国会、司法当局に提供することを締約国に要請する。	(他の関係項目参照)
14	【国会】 委員会は、政府には、本条約に基づく締約国の義務の十分な履行に対する一義的な責任が、特に説明責任があることを再確認する一方で、本条約が政府のすべての部門に対し拘束力を有することを強調するとともに、最終見解の実施及び本条約に基づく政府の次回報告プロセスについて、適切な場合には、手続に沿って必要な措置を講じるよう国会に働きかけることを締約国に勧告する。	○ 我が国の第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解については、衆参両院に対し文書により通知し、その周知及び最終見解を踏まえた取組等を依頼した。 また、平成23年8月及び平成24年11月に行った同最終見解に対する追加的情報提供に際しては、関係する国会議員に対し報告書を配布するなどの取組を実施した。 (内閣府、外務省)
15	【前回の最終見解】 締約国の第4回・第5回定期報告(CEDAW/C/JPN/4及びCEDAW/C/JPN/5)の審議後に委員会が表明した関心事項や勧告の一部への取組が不十分であることは遺憾である。委員会は、とりわけ、本条約に沿った差別の定義の欠如、民法における差別的規定、本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の低調な参画への取組が行われていないことに留意する。	(他の関係項目参照)
16	委員会は、今回の最終見解における関心事項及び未だ実施されていない前回の勧告に全力で取り組むこと、並びに次回報告においてその実施状況を報告することを締約国に要請する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
17	【差別的な法規定】 委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。更に、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって嫡出でない子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、締約国が、差別的な法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていることに懸念をもって留意する。	○ 婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化及び女性の再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法及び戸籍法の改正については、政府内及び国民の間に様々な意見があるため、前回の報告後も法律案を提出するに至っていない。 嫡出子又は嫡出でない子との別を出生届の記載事項としている戸籍法の規定については、民法の関連規定についての対応状況に伴って、対応を決めることになると思われる。 (法務省)
18	委員会は、男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性のみに課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
19	【本条約の法的地位と認知度】 委員会は、本条約が、拘束力のある人権関連文書として、また締約国における女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていないことについて、懸念を有する。これに関して、委員会は、締約国の憲法第98条2項に、批准・公布された条約が締約国の国内法の一部として法的効力を有する旨が明記されていることに留意する一方、本条約の規定は自動執行性がなく、法的審理に直接適用されないことに懸念を有する。	○ 従前より各府省の研修の指導に当たる者に対し、新規採用者及び監督者向けの「セクシュアル・ハラスメント防止研修」を行ってきたが、平成21年度から新採用職員、新任監督者及び管理者を対象者層としたものに改訂し、実施している。また、各府省のメンター・プログラム導入への支援の一環として、平成18年より「メンター養成研修」を実施しているほか、女性職員の能力伸長と人的ネットワークの形成の促進を目的とした「女性職員研修」を平成13年度より実施している。（人事院）
20	委員会は、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。委員会は、本条約が国内法体制において十分に適用可能となること、また、適切な場合には制裁措置の導入等も通じ本条約の規定が国内法に十分に取り入れられることを確保するために、早急な措置を講じることを締約国に要請する。委員会はまた、本条約の精神、目的及び規定が十分に認識され、裁判において活用されるように、本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官、検察官、弁護士の意識啓発の取組を締約国が強めることを勧告する。委員会は更に、本条約及び男女共同参画に関する公務員の認識をさらに向上させ、能力開発プログラムを提供するための措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、選択議定書の批准を締約国が引き続き検討することへの勧告及び選択議定書に基づき利用可能なメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。	○ 最高裁では、前回の政府報告に対する最終見解を全職員に周知し、また、裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修等の中で、DV、セクシュアル・ハラスメント、女子差別撤廃条約等のジェンダー問題への裁判官の意識を高めるために、国際人権問題を専門とする大学院教授、人権擁護に携わっている機関の職員（国際機関の職員を含む。）、最高裁事務総局課長等を講師として招き、性別に配慮した各種講演を実施しているところ、今後も、このような取組に努めていくものと承知している。 ○ 日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）では、日本弁護士連合会機関誌「自由と正義vol.64」（2013年3月号）に、弁護士であり、女性差別撤廃委員会委員でもある林陽子氏執筆記事「女性差別撤廃条約－日本の批准前夜のことなど」を掲載したものと承知している。 また、日弁連は、2012年11月15日付けで「女性差別撤廃委員会が2011年11月4日付けで日本政府に求めた追加的報告に関する日本弁護士連合会報告書」を取りまとめ、同年11月22日付けで内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に提出、同年12月12日付けで国連女性差別撤廃委員会に提出しており、同報告書については日弁連HPに掲載しているものと承知している。 さらに、日弁連は、2012年12月21日付けで、「公式企画の実施に当たり基本的人権擁護等の観点から留意すべき事項に関するガイドライン」及び「人権の観点からの日本弁護士連合会公式企画チェックリスト」を作成し、公式企画の実施に当たり男女共同参画等に留意するよう啓発を行っており、日弁連HPにも掲載しているものと承知している。 その他、日弁連は、弁護士の男女共同参画の現況を踏まえ、2013年3月14日付けにて、「第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」を策定し、2017年度までに取り組むべき具体的施策を定めており、同計画については日弁連HPに掲載しているものと承知している。 ○ 検察官に対しては、経験年数等に応じて行われる各種研修において、「国際人権関係条約」、「児童及び女性に対する配慮と検察の実務」などをテーマとした講義を実施し、その中で本条約の内容を周知している。また、日常の業務の中でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて、個々の検察官に対し指導を行っている。（以上、法務省） ○ 個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書については、第3次男女共同参画基本計画においても「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としている。 ○ 同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、政府として真剣に検討を進めているところである。（以上、外務省）

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
21	【差別の定義】 委員会は、憲法では男女平等の原則が正式に定められていることに留意する一方、本条約が直接かつ明確に国内法に取り込まれていないこと、及び本条約第1条に従った女性に対する差別の具体的な定義が国内法に欠けていることに、依然として懸念を有する。2006年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法」）にかかる定義が盛り込まれず、間接差別の狭い定義が採用されたことは、遺憾である。委員会は、官民両分野における直接・間接の差別を含む女性に対する差別を定義する具体的な規定の欠如は、締約国における本条約の十分な適用の障害となることを想起する。	○ 男女共同参画社会基本法においては、同法第三条において明確な差別的意図がはっきりしない場合においても、その行為の受け手に着目し、「差別的取扱いを受けない」ことが、男女の人権の尊重の点から男女共同参画社会の形成に当たって、必要であることが基本理念として定められている。（内閣府） ○ 雇用の分野の間接差別については、男女雇用機会均等法において、①性別以外の事由を要件とする措置であって、②他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与える措置として厚生労働省令で定めるものを、③合理的な理由がないときに講じることを間接差別として禁止している。（厚生労働省）
22	委員会は、本条約及び本条約第1条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に十分に取り入れるために早急な措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告することを締約国に要請する。	
23	【国内人権機構】 前回の最終見解における勧告にもかかわらず、また他の条約体からも強調されているとおり、「国内人権機構の地位に関する原則」（国連総会決議48/134附属文書を参照のこと）に従った、女性の人権の保護及び促進を含む幅広い権限を有する独立した国内人権機構がいまだに設立されていないことは遺憾である。	○ 新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案は、平成24年11月9日、第181回国会（臨時会）に提出されたが、同月16日の衆議院解散により廃案となった。 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討しているところである。（法務省）
24	委員会は、日本側が普遍的・定期的レビューの最後に人権理事会において提示した回答を踏まえ（A/HRC/8/44/Add.1、1(a)項参照）、男女平等に関する問題についての権能を有し、上記「原則」に沿った独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう締約国に勧告する。	
25	【女性の地位向上のための国内本部機構】 委員会は、2005年10月に、少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたことを歓迎する一方、男女共同参画のための国内本部機構の事務局たる内閣府男女共同参画局が、その機能を遂行するための権限と応分の財源を持たないことについて懸念を有する。また、男女共同参画基本計画（第2次）によって達成された成果について報告に情報が盛り込まれておらず遺憾である。	○ 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力の防止及び被害者の保護に関する事務の企画及び立案並びに実施等をつかさどるため、平成23年に男女共同参画局推進課に暴力対策推進室を設置。 また、平成24年に新たに設置された復興庁について、復興大臣が男女共同参画推進本部の本部員になるとともに、復興庁統括官も男女共同参画推進本部の男女共同参画推進担当官に指名するなど、復興のあらゆる場面・段階において、男女共同参画の視点を取り入れるようにしているところ。 ○ 第3次基本計画においては、委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図ることとしている。 ○ 第3次基本計画・女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化を図るため、平成23年2月に男女共同参画会議の下に監視専門調査会が設置された。（以上、内閣府）

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
26	委員会は、様々な部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責務の明確化と連携の強化、及び財源や人材の充実によって、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構をさらに強化することを勧告する。さらに、委員会は、男女共同参画基本計画（第3次）策定における法的枠組として本条約を活用すること、及び設定目標の達成に向けた進捗状況を定期的に評価するために監視制度を導入することを勧告する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
	【暫定的特別措置】	
27	委員会は、締約国において、特に職場における女性や政治的・公的活動への女性の参画に関して、実質的な男女平等を促進し、女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置が講じられていないことに遺憾をもって留意する。	○ 平成13年に策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」(平成23年1月改定)において、各府省に対し、平成27年度(2015年)までの目標を設定し、達成に向けての具体的な取組・検討を進めるよう要請している。(人事院) ○ 平成15年6月に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」とする政府目標を設定し、積極的な取組を進めている。 また、平成22年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画では、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を挙げ、各重点分野において、期限と数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入した。
28	委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。	平成24年12月には、基本問題・影響調査専門調査会において、国家公務員の採用・登用におけるポジティブ・アクション、女性の活躍を支援するための事業等の在り方及び公共調達を通じた女性の活躍の推進方策の検討といった課題等について、主に法制的な観点から議論を取りまとめた。(内閣府) ○ 《政治分野》 第3次基本計画において、政治分野への女性の参画の拡大について新たに目標を掲げたほか、平成23年1月に、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から衆議院及び参議院に、女性の登用状況等に応じた実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入や、仕事と生活の調和の推進に向けて積極的に取り組んでいただくよう要請した。また、平成24年4月、平成25年4月には、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から各政党に、党員・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、ポジティブ・アクションの導入について検討を要請した。(内閣府) ○ 《行政分野》 国家公務員における女性の参画の拡大については、第3次基本計画において役職段階ごとの数値目標を設定しているほか、各府省においても採用・登用に関する数値目標を設定している。(内閣府、全府省) 女性国家公務員の採用・登用、国の審議会等における女性委員の登用の促進については、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から各府省大臣に対して、毎年、閣僚懇談会で依頼し、平成25年2月には、文書による要請も行った。(内閣府) 同年6月に閣議決定された「日本再興戦略」には、「「隼より始めよ」の観点から、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこと」が盛り込まれ、具体的には「女性国家公務員の採用・登用等の拡大」「配偶者の転勤に伴う離職への対応等」「業務効率化によるワーク・ライフ・バランスの実践推進、人事評価での適切な評価」を行うこととなった。(全府省) 一方、地方公務員における女性の参画の拡大についても、毎年、各都道府県知事・政令指定都市市長を通じて、各都道府県・市町村に要請している。(内閣府) ○ 《雇用分野》 第3次基本計画においては、「民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」等を成果目標に掲げ、企業の管理職等における女性の登用、仕事と生活の調和を推進することとしている。 本年4月には、内閣総理大臣から経済界に対して「『2020年30%』の政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用していただきたい。まずは、役員に一人は女性を登用していただきたい」等の要請を行った。

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
		さらに、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、女性の活躍を中核に位置付けた上で、女性の活躍促進等に取り組む企業に対するインセンティブ付与等として、企業への助成金制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実、公共調達を通じた取組(※)、好事例を顕彰する仕組みの拡充を進めるとともに、役員や管理職への登用拡大に向けた働きかけ、登用状況の開示促進、女性人材のデータベース化等を行うこととしている。 ※ 国の各府省、地方公共団体、独立行政法人等に対し、女性の活躍促進等に取り組む企業へのインセンティブ付与として、公共調達を通じた取組を進めるよう要請している。 ○ 《科学技術・学術分野》 第3次基本計画において、女性研究者の採用目標値(自然科学系)の数値目標を設定している。 また、女子高校生・女子学生の理工分野への進路促進等の取組を行っている。(内閣府) (以上、内閣府) ○ 平成22年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画では、公的活動への女性の参画に関する分野においても、「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合」「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合」「国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合」「国の指定職相当に占める女性の割合」について、期限と目標数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入し、人事院・総務省では、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等について、定期的に調査し、その結果を公表するなどのフォローアップを行っている。 ○ 平成22年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画では、公的活動への女性の参画に関する分野においても、「都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者に占める女性の割合」、「都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合」について、期限と目標数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションが導入された。総務省では、各地方公共団体に対し、第3次基本計画について情報提供するとともに、女性職員の採用、登用等の拡大に向けた取組の更なる推進を要請する通知を2011年1月に発出している。また、各地方公共団体人事担当者等が出席する各種会議において、女性職員の柔軟な勤務体制の推進やキャリア形成支援等、女性職員の登用の拡大に向けた取組の積極的推進を要請している。 (以上、総務省) ○ 雇用分野におけるポジティブ・アクションについては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」第8条、第14条に基づき、女性の採用及び職域拡大、女性の管理職の増加、女性の勤続年数の伸長、職場改善・風土の改善といったポジティブ・アクションに取り組む企業に対して相談や情報提供等の支援を行っている。 (厚生労働省)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
29	【固定的性別役割分担意識】 委員会は、締約国において、男女間の不平等が存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する「反動」が報告されていることに懸念を有する。委員会は、家父長制に基づく考え方や日本の家庭・社会における男女の役割と責任に関する深く根付いた固定的性別役割分担意識が残っていることを女性の権利の行使や享受を妨げる恐れがあるものとして引き続き懸念する。委員会は、こうした固定的性別役割分担意識の存続が、特にメディアや教科書、教材に反映されており、これらが教育に関する女性の伝統的な選択に影響を与え、家庭や家事の不平等な責任分担を助長し、ひいては、労働市場における女性の不利な立場や政治的・公的活動や意思決定過程への女性の低い参画をもたらしていることに留意する。さらに、委員会は、固定的性別役割分担意識にとらわれた姿勢が特にメディアに浸透しており、固定的性別役割分担意識に沿った男女の描写が頻繁に行われていることやポルノがメディアでますます浸透していることを懸念する。過剰な女性の性的描写は、女性を性的対象とみなす既存の固定観念を強化し、女兒たちの自尊心を低下させ続けている。委員会は、公務員による性差別的な発言が頻繁に起きていること及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が講じられていないことに懸念を表明する。	○ 政府は、2001年より6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め（2000年12月26日男女共同参画推進本部決定）、国民各界・各層において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運の醸成を図ることとしている。 「男女共同参画週間」において、国は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催、PRポスターの作成・配布を始めとした広報・啓発活動を積極的に展開している。 また、政府と都道府県・政令指定都市は、男女共同参画社会づくりに向けて、地域における取組の促進や気運醸成を目的として「男女共同参画フォーラム」を都道府県・政令指定都市と共催している。また、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励する「男女共同参画宣言都市奨励事業」を、2012年度までに115の市区町村と共催している。 ○ 男性の固定的役割分担意識に関する調査結果に基づき、男性にとっての男女共同参画シンポジウムの実施、男性の地域活動への参画好事例集の発行、ホームページを通じた情報提供など、男性の意識啓発を実施している。（以上、内閣府） ○ 近年コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像を公然と陳列する事犯や、わいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多発していることを踏まえ、わいせつ物の取締りを強化している。 また、一般のインターネット利用者から、インターネット上のわいせつ画像等の違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を平成18年6月から開始しているほか、違法情報・有害情報を収集するサイバーパトロールの民間委託を平成20年10月から実施するなど、違法情報・有害情報対策を推進している。（警察庁） ○ 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発教材等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。（法務省） ○ 独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のニュースレターの配信、リーフレットの作成配布等を通じて、男女共同参画の形成に資する情報を配信している。 また、同会館のホームページのほか、女性教育情報センターでは男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータルWinet（ウィネット）」により、調査研究の成果や収集した資料・情報等を広く公開している。 ○ 文部科学省では、公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者を対象とした初任者研修や、在職期間が10年に達したものを対象とした10年経験者研修等各都道府県等が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。 また、独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学の教職員を対象とした研修を行っている。 平成20年3月、平成21年3月に改訂された小学校、中学校及び高等学校学習指導要領においても、引き続き、男女の平等、男女相互の理解と協力に関する内容を規定し、文部科学省では、学校において学習指導要領に基づく指導が行われるよう全国的な会議において周知を図った。 改訂された学習指導要領に基づき編集された教科書が発行され、平成23年度に小学校、平成24年度に中学校、平成25年度に高等学校（低学年）の教科書について使用が開始された。（以上、文部科学省）
30	委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。委員会は、条約第5条で定められているように、締約国がマスメディアに、男女それぞれにふさわしいとみなされている役割や任務について社会的な変化を促進させるよう働きかけることを勧告する。委員会は、男女共同参画に関する問題について、あらゆる教育機関のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化すること、また、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させることを締約国に求める。委員会は、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ることを締約国に要請する。委員会はまた、メディアや広告におけるわいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。委員会は、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女兒や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者の間での啓発を促進するための積極的な措置を取ることを締約国に要請する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
31	【女性に対する暴力】 委員会は、前回の報告の提出以降、女性に対する暴力及び性暴力と闘うために締約国が実施したさまざまな取組を歓迎する。この取組には、保護命令制度を拡充し、相談支援センターの設置を市町村に要請する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(国内法)の改正が含まれている。委員会は、この法律が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないことや保護命令の申立てから発令までに要する時間が被害者の生命を更に脅かす恐れがあることについて、引き続き懸念する。委員会はさらに、配偶者等からの暴力や性暴力の女性被害者が苦情申立てや保護請求の際に直面する障害について懸念する。委員会は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報の断念につながるような、移民女性、マイノリティ女性、及び社会的弱者グループの女性の不安定な立場を特に懸念する。また、委員会は、女性に対するあらゆる形態の暴力の横行に関する情報やデータの提供が不十分であることにも懸念を表明する。	[一般勧告第19号の活用、女性に対する暴力に関する取組強化、保護命令発令の迅速化、ホットライン開設] ○ 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)に基づき、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。(内閣府) ○ 被害女性が相談しやすい環境の整備を図るとともに、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、防犯指導や関係機関の紹介等の自衛・対応策を教示し、必要に応じて相手方に指導警告するなど、被害女性への支援を推進している。 性犯罪に関しては、性犯罪被害の潜在化防止及び性犯罪被害者の負担軽減を図り、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、全国の都道府県警察に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置すると共に、警察署等には、性犯罪に対応できる捜査員等の配置を推進し、また、証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等を備えた「性犯罪捜査証拠採取セット」を整備するなどしている。(警察庁) ○ 裁判所は、DV防止法第13条により、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとしてされている。 裁判所において、認容された保護命令事件の平均審理期間(平成13年10月～平成24年12月)は約12.8日であると承知している。 ○ 検察当局においては、女性に対する暴力に対しては、刑法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等の関係法令を適用し、適正な処罰の実現に努めている。 また、検察当局において、女性に対する暴力による被害者等が、刑事裁判の場において、いわゆる二次的被害が生じることがないように十分配慮しており、例えば、平成12年に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法により①証人尋問の際の付添い(刑事訴訟法157条の2)、②遮へい(同法157条の3)及び③ビデオリンク方式(同法157条の4)が、さらに平成19年に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により被害者特定事項の秘匿の制度(刑事訴訟法290条の2)が各導入されたことから、検察当局においては、女性に対する暴力の被害者等の意向も踏まえ、裁判所に適切に意見を述べるなどして、これらの制度の適切な運用に努めている。 ○ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するほか、ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口」を設けて、人権擁護委員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じるとともに調査救済活動に取り組んでいる。 (以上、法務省) ○ 東日本大震災後の社会不安の高まりを受け、一般社団法人「社会的包摂サポートセンター」では、24時間365日無料の電話相談窓口「寄り添いホットライン」を開設している。当該電話相談は、女性に対する性暴力やDVをはじめ、一般的な生活上の悩みやセクシャルマイノリティ、自殺に関する悩みなどについての専門ラインを開設し、悩みを傾聴している。(厚生労働省)
32	委員会は、女性の人権侵害として女性に対する暴力に対処することや、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する取組において委員会の一般勧告第19号を十分に活用することを締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含めあらゆる暴力は容認されないという意識啓発の取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、女性に対する暴力に関する取組を強化すること、保護命令の発令を迅速化すること、女性に対する暴力の被害者が相談できる24時間無料のホットラインを開設することを締約国に勧告する。また、委員会は、女性が苦情を申立てたり保護や救済を求めたりすることができるように、移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に質の高い支援サービスを提供し、それにより、女性が暴力または虐待を受ける関係に甘んじる必要がないことを保証するよう締約国に勧告する。こうした観点から、締約国は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報を促すために必要な措置を講じるべきである。委員会は、社会的弱者グループの女性を対象とした包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施することを締約国に勧告する。委員会は、警察官、裁判官、医療従事者、ソーシャルワーカーをはじめとする公務員が、関連法規について熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であることや被害者に適切な支援を提供できることを確保させるよう締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含め女性に対するあらゆる形態の暴力の発生率、原因及び結果に関するデータを収集し、調査を実施し、更に包括的な施策やターゲットを絞った介入の基礎としてこれらのデータを活用することを締約国に要請する。委員会は、次回報告に、統計データ及び実行した措置の結果を盛り込むことを締約国に求める。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
		[意識啓発の取組強化] ○ 毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、関係省庁、地方公共団体、女性団体やNGOなどの関係団体と連携、協力し、社会の意識啓発など、配偶者等からの暴力を含め女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化と、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしている。(内閣府) ○ 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、配偶者やパートナーからの暴力を含む女性に対するあらゆる人権侵害について、意識啓発の取組を強化していくために、講演会の開催、啓発教材等の配布等の啓発活動を実施している。(法務省) ○ 教育委員会に対し、「児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないことであることから、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」や「非違行為の防止について教育職員への十分な注意喚起を図ること」等の指導を行っているほか、都道府県私立学校担当部局に対しても、各種会議において注意喚起・啓発等を行い、防止のための取組を促している。 また、国立大学法人等に対し、人事院規則の送付や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料の送付等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学等に対しても引き続き防止のための取組を促している。(文部科学省) [質の高い支援サービスの提供] ○ 相談員等の被害者支援に携わる者を対象とした研修を実施し、連携促進や相談体制の整備を図っている。(内閣府) ○ 平成25年2月から順次全国で、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害女性等が相談に訪れた際、事案の危険性及び警察の執り得る措置等を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を導入している。(警察庁) ○ 日本司法支援センター(法テラス)は、暴力を受けた女性被害者等に対して、法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供しているほか、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を無料で紹介している。 また、法テラスは、暴力を受けた女性被害者等が、加害者に対して損害賠償を求める場合等において、資力が乏しいために弁護士に相談したり、民事訴訟を遂行することができない者に対し、無料法律相談の実施や弁護士費用の立替え等を行っている。(法務省) ○ 売春防止法の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県に設置される婦人相談所、婦人保護施設に対する助成を行っている。また、都道府県・各市に配置される婦人相談員に係る経費の一部について、補助を行っている。(厚生労働省)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
		[包括的な意識啓発プログラムの実施] ○ 上記の「女性に対する暴力をなくす運動」の実施。(内閣府) ○ 鉄道事業者等との協働により、電車内における痴漢対策強化キャンペーンを実施するなど、被害者となる女性の痴漢被害防止に係る広報・啓発活動を推進している。(警察庁) ○ 法務省の人権擁護機関では、啓発活動の年間強調事項として、「女性の人権を守ろう」を掲げ、社会的弱者グループの女性を含む女性に対する意識啓発の取組を強化していくために、全国各地で女性の人権問題をテーマとした講演会の開催等の啓発活動を実施している。(法務省) [関連法規についての公務員等への周知] ○ 平成19年7月5日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成20年1月11日から施行されている。改正法については、都道府県等の担当者への周知をはじめ、ホームページでも広く周知している。(内閣府) ○ 「犯罪被害者支援要綱」(平成23年7月策定)・「警察庁犯罪被害者支援推進計画」(毎年度策定)等に基づき、犯罪被害者への適切な対応を確実にするため、警察職員に対し、各種機会を活用して、性犯罪被害者等への支援要領等の教養の充実に図っている。(警察庁) ○ 最高裁では、前回の政府報告に対する最終見解を全職員に周知し、また、裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修等の中で、DV、セクシャル・ハラスメント、女子差別撤廃条約等のジェンダー問題への裁判官の意識を高めるために、国際人権問題を専門とする大学院教授、人権擁護に携わっている機関の職員(国際機関の職員を含む。)、最高裁事務局課長等を講師として招き、性別に配慮した各種講演を実施しているところ、今後も、このような取組みに努めていくものと承知している。(法務省) ○ 婦人相談所職員、婦人相談員に対して、DVIに関する施策等について、毎年度会議・研修会を開催している。(厚生労働省) [データ収集、調査実施、データ活用] ○ 女性に対する暴力についての確かな施策を実施し、社会の問題意識を高めるとともに、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力について、定期的・継続的な調査を実施している。(内閣府) ○ 強姦・強制わいせつを始めとする性犯罪及び配偶者間(内縁関係を含む)における暴力(殺人・傷害・暴行)の認知件数、検挙件数等を集約している。(警察庁) ○ 保護命令事件の統計としては、最高裁の集計している統計として、別添「H25男女共同参画白書1-5-9表」があるものと承知している。 ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反、強制わいせつ罪、強姦罪等についての通常受理人員、公判請求人員数等は別添資料のとおりである。 (以上、法務省) ○ 各都道府県に対して、毎年度、婦人保護事業に係る実態調査を行い、施策の立案等に活用している。(厚生労働省)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
33	委員会は、刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされていることを懸念する。委員会はさらに、強姦罪の罰則が依然として軽いこと及び刑法では近親姦及び配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する。	○ 性犯罪の非親告罪化等については、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日)において、「強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」などとされ、平成27年度末までに法務省において検討することとされており、これを踏まえて様々な検討を行っているところである。 (法務省)
34	委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。	○ 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)では、メディアにおける性・暴力表現への対応として、広報啓発の推進、流通防止対策の推進等、調査研究等に関する具体的施策を盛り込んでいる。 ○ 女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売に関しては、既に都道府県青少年健全育成条例にて規制されている。 (以上、内閣府) ○ 警察では、わいせつな図画等を公然と陳列する事犯や、わいせつな画像情報が記録されたゲーム等を販売する事犯に対する取締りを強化している。 (警察庁) ○ 児童ポルノ禁止法は、1999年(平成11年)に議員立法として成立し、2004年(平成16年)に議員立法として一部改正がなされたところであり、現行法上は、①提供、②提供目的での所持、製造、③公然陳列、④児童に姿態をとらせての製造等が処罰対象となっている。 2008年(平成20年)6月以降、複数回、議員立法として単純所持(自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持)の罪の新設等を内容とする改正案が衆議院に提出されたが、いずれも衆議院の解散により廃案となり、2013年(平成25年)5月、議員立法として同内容の改正案が衆議院に提出された。なお、政府としてはコメントすべき立場にない。 (法務省) ○ 国内で販売されるテレビゲームソフトについては、業界の自主審査機関による性表現、暴力表現、反社会的行為表現等の審査に基づくレーティング等を通じ、社会の倫理水準に照らして適正でないソフトが流通しないよう自主規制が行われている。 経済産業省は、引き続き、業界の自主規制について注視していく。 (経済産業省)
35	委員会は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正によって、この法に規定する犯罪の懲役刑の最長期間が延長されたことなど児童買春に対する法的措置が講じられたことを歓迎する一方、女性や女儿への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている締約国における性暴力の常態化に懸念を有する。委員会は、これらのテレビゲームや漫画が「児童買春・児童ポルノ禁止法」の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念をもって留意する。	
36	委員会は、女性や女儿に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。建設的な対話の中での代表団による口頭の請け合いで示されたように、締約国が児童ポルノ法の改正にこの問題を取り入れることを勧告する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
37	委員会は、「慰安婦」の状況に対処するために締約国がいくつかの措置を講じたことに留意するが、第二次世界大戦中に被害者となった「慰安婦」の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。	○ 平成19年3月末をもって解散した財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)の事業をフォローアップしてきている。 (外務省)
38	委員会は、締約国が「慰安婦」の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。	
39	【人身取引及び売春による性的搾取】 委員会は、「匿名通報モデル事業」の導入など、人身取引と闘うために締約国が実施した取組を歓迎する一方、女性や女兒の人身取引が続いていること、売春による性的搾取、並びに人身取引の被害女性の回復を図る施策が導入されていないことについて引き続き懸念する。委員会は、興行査証の交付件数が大幅に減少したことに満足をもって留意する一方、強制労働や性的搾取の目的でインターンシップや研修プログラムが利用される可能性を示唆する情報について懸念する。委員会はさらに、「売春防止法」において売春をした者が起訴の対象となる一方で、顧客が処罰を受けないことを懸念する。	【人身取引の根本原因の解決を図るための措置】 ○ 人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。人身取引に関する関係省庁連絡会議において、平成22年6月には、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を、平成23年7月には、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」をそれぞれ申し合わせ、両申合せに基づき、関係省庁で適切な措置を講じている。また、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、毎年5月の「外国人労働者問題啓発月間」、及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にそれぞれ合わせ、人身取引に係る政府広報を実施している。(内閣官房) ○ 内閣府は、関係省庁と連携・協力して、人身取引対策のポスターを作成して、各都道府県等に配布するなど、人身取引根絶に向けた広報活動を行っている。(内閣府)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
40	委員会は、人身取引の被害者を保護、支援するため、また、女性の経済状況を改善するための取組を拡充し、搾取や人身取引業者に対する女性の脆弱性を解消することによって人身取引の根本的原因の解決を図るためのさらなる措置を講じること、及び売春による性的搾取や人身取引の被害者である女性や女兒の回復及び社会復帰のための施策を講じることが締約国に要請する。委員会は、売春の需要の抑止等によって女性の売春による性的搾取を防止する適切な措置を講じよう締約国に要請する。委員会はまた、売春をした者の社会復帰促進策を実施し、売春による性的搾取の被害を受けた女性や女兒のために回復プログラム及び経済力強化プログラムを提供しよう締約国に要請する。委員会は、インターンシップ及び研修プログラム用の査証発給の厳格な監視を継続しよう締約国に要請する。委員会は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の批准を締約国に要請する。	○ 入国管理局、婦人相談所等と連携した人身取引事犯の被害者の適切な保護に努めているほか、人身取引被害の申告を多言語で呼び掛けるリーフレットの作成・配布や、広く国民から関連情報の提供を受け付ける匿名通報ダイヤルの運用を行っている。また、人身取引事犯の態様に応じた各種法令の適用による取締りを推進するほか、人身取引事犯により得られた収益を剥奪するための措置を講ずるなどして、人身取引事犯の根絶を図っている。(警察庁) ○ 人身取引等人権をめぐる問題について、法務省の人権擁護機関では、人権相談を受け付けて適切な助言や適切な機関の紹介等を行うほか、人権侵害の疑いがある場合には調査を行い、関係機関と連携・協力するなどして事案に応じた適切な措置を講じている。 また、法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して各種啓発活動を実施しているところ、人権啓発冊子「人権の擁護」(平成24年度版)においては、人身取引が深刻な人権侵害であること、及び平成16年度からの人身取引対策に関する政府の動きを掲載しており、平成25年度版の同冊子においても、人身取引に関する人権問題について掲載する予定である。(法務省) [被害者の回復・社会復帰のための施策] ○ 児童買春の被害児童に対し、少年補導職員を中心として継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。 また、入国管理局、婦人相談所等と連携した人身取引事犯の被害者の適切な保護に努めているほか、人身取引被害の申告を多言語で呼び掛けるリーフレットの作成・配布や、広く国民から関連情報の提供を受け付ける匿名通報ダイヤルの運用を行っている。(警察庁) ○ 法務省入国管理局はこれまで、人身取引被害者から在留期間の更新申請や在留資格の変更申請があった場合には、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、人身取引被害者が不法残留等の入管法違反状態にある場合は、仮放免を柔軟に運用するなどして手続を進めた上、在留を特別に許可しており、引き続き被害者の保護を旨とし、適切に対応する。(法務省) ○ 婦人相談所で一時保護された人身取引被害女性に対し、本人の希望と必要性に応じて、心理職によるカウンセリング等の援助を行っているほか、他の法制度が利用できない場合に医療費を支給している。また、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて心理的ケアや精神的な治療を行っている。(厚生労働省)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
		[売春の需要の抑止等による性的搾取の防止] ○ 売春をさせる行為等に対する取締りを推進するとともに、それにより得られた収益を剥奪するための措置を講ずるなどして、売春関係事犯の根絶を図っている。(警察庁) [売春をした者の社会復帰促進策の実施、回復プログラム・経済力強化プログラムの提供] ○ 被害児童に対し、少年補導職員を中心として継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。(警察庁) ○ 刑事施設、少年院及び婦人補導院における矯正教育等の一層の充実に努めた。 ○ 保護観察所においては、売春を行ったために保護観察に付された女性に対し、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援した。 (以上、法務省) ○ 婦人相談所において、支援の必要な女性からの相談を受け付けており、適切な指導等を行っているほか、一時保護施設、婦人保護施設において、入所を受け入れている。(厚生労働省) [査証発給の監視の継続] ○ 2010年7月に入管法等が改正され、実務研修中の研修生に対しても労働関係法令が適用できることとし、また、悪質な外国人ブローカーを退去強制の対象としている。さらに、関係する法務省令において、悪質な送出し機関やブローカーを排除するため、外国人本人と送出し機関の間の契約書等を入国事前審査の際に提出させ、保証金等の徴収や労働契約の不履行に係る違約金の不適正な取り決めがないか確認することを規定した。(法務省) [人身取引議定書の批准] 人身取引議定書の締約国になるためには、親条約である国際組織犯罪防止条約の締約国でなければならないが、我が国は、国際組織犯罪防止条約が未締結であるため、同議定書の締結には至っていない。同条約の締結のために整備する必要がある国内担保法の在り方について、現在、関係省庁間で検討を行っている。(外務省)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
41	【政治的・公的活動への平等な参画】 委員会は、政府、国会、地方議会、司法、学界、外交の上層部に女性が占める割合が低いことを懸念する。委員会は、政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参画に関する統計データが欠如していることに留意する。	○ 平成13年に策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」(平成23年1月改定)において、各府省に対し、女性の採用・登用の拡大について、目標を設定し、達成に向けての具体的な取組・検討を進めるよう要請している。(人事院) ○ 《政治分野》 第3次基本計画において、政治分野への女性の参画の拡大について新たに目標を掲げたほか、平成23年1月に、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から衆議院及び参議院に、女性の登用状況等に応じた実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入や、仕事と生活の調和の推進に向けて積極的に取り組んでいただくよう要請した。また、平成24年4月、平成25年4月には、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から各政党に、党員・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、ポジティブ・アクションの導入について検討を要請した。(内閣府) ○ 《行政分野》 国家公務員における女性の参画の拡大については、第3次基本計画において役職段階ごとの数値目標を設定しているほか、各府省においても採用・登用に数値目標を設定している。(内閣府、全府省) 女性国家公務員の採用・登用、国の審議会等における女性委員の登用の促進については、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から各府省大臣に対して、毎年、閣僚懇談会で依頼し、平成25年2月には、文書による要請も行った。(内閣府) 同年6月に閣議決定された「日本再興戦略」には、「「腕より始めよ」の観点から、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこと」が盛り込まれ、具体的には「女性国家公務員の採用・登用等の拡大」「配偶者の転勤に伴う離職への対応等」「業務効率化によるワーク・ライフ・バランスの実践推進、人事評価での適切な評価」を行うこととなった。(全府省) 一方、地方公務員における女性の参画の拡大についても、毎年、各都道府県知事・政令指定都市市長を通じて、各都道府県・市町村に要請している。(内閣府) ○ 平成24年12月には、基本問題・影響調査専門調査会において、国家公務員の採用・登用におけるポジティブ・アクション、女性の活躍を支援するための事業等の在り方及び公共調達を通じた女性の活躍の推進方策の検討といった課題等について、主に法制的な観点から議論を取りまとめた。 (以上、内閣府) ○ 人事院・総務省では、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等について、定期的に調査し、その結果を公表するなどのフォローアップを行っている。 平成22年12月、「採用昇任等基本方針」を変更し、第3次男女共同参画基本計画に基づき、女性国家公務員の採用・登用、従来の人事慣行の見直し、女性職員の職域拡大を図るなどの職務経験を通じた積極的なキャリア形成支援、研修機会の充実、仕事と生活の調和等の環境整備に努めるなど、意欲と能力のある女性の登用の拡大を推進している。 また、総務省では平成23年度から女性国家公務員の様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを収集し、「女性国家公務員の活躍事例集」を作成して公表している。 (なお、平成24年12月に男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会で、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画等の課題に係る議論の取りまとめ～行政、雇用、補助金、公共調達分野のポジティブ・アクションの推進に向けた検討～」が取りまとめられたと承知している。) (総務省)
42	委員会は、事実上の男女平等の実現を加速させるため、特に本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に基づく特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、政治的・公的機関への女性の参画が国民の多様性を全面的に反映することを確保することを締約国に奨励する。委員会は、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参画に関するデータ及び情報を次回報告の際に提供するよう締約国に要請する。委員会は、特に本条約の第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条の実施を推進する観点から、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、さまざまな手段の活用を検討するよう締約国に要請する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
		○ 総務省では、各地方公共団体に対し、第3次基本計画について情報提供するとともに、女性職員の採用、登用等の拡大に向けた取組の更なる推進を要請する通知を2011年1月に発出している。また、各地方公共団体人事担当者等が出席する各種会議において、女性職員の柔軟な勤務体制の推進やキャリア形成支援等、女性職員の登用の拡大に向けた取組の積極的推進を要請している。 さらに、地方公共団体における女性職員の採用、登用等の取組の参考としていただくため、地方公共団体の人事担当向けの情報誌で女性職員の活躍事例等を紹介している。 (総務省) ○ 国連総会第3委員会(第63回～第67回国連総会)の政府代表団顧問として女性NGO代表が同委員会に出席した。 ○ 国連婦人の地位委員会(CSW)(第53回～第57回CSW)の日本代表として女性有識者が同委員会に出席した。 ○ 国連関係機関における、女性職員数(専門職以上)は2009年末の11、514人から、2011年末の12、677人に増加(+1、163)し、割合では約1ポイントの増加となっている。 (以上、外務省)
43	【教育】 委員会は、教育分野における男女同権を保証するために実施された多くの取組に留意する一方、強い反対にもかかわらず、教育基本法が改正され男女共同参画の推進に言及した同法第5条が削除されたことを懸念する。委員会はまた、女性が引き続き伝統的な学問分野に集中していること、及び学生や教職員として、特に教授レベルで学界における女性の参画が低調であることに懸念をもって留意する。	○ 第3次基本計画においては、「大学の教授等に占める女性の割合」を成果目標20%から30%に引き上げ、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促すとともに、公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促すこととしている。また、同計画では、国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループの提言等も踏まえ、学術・研究分野における女性の参画促進に努めることとしている。 (内閣府、文部科学省) ○ 独立行政法人国立女性教育会館では、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成のための情報提供や学習プログラム開発等喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワメント支援、女性アーカイブ機能等の更なる充実・深化を推進する。また、平成25年度は、教育・学習プログラムの開発・提供等を行う「教育・学習支援事業」を新設するとともに、「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」や「大学等における男女共同参画に関する調査研究」等、企業・大学等向け事業を充実することとしている。 進路・就職指導については、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。また、男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図る。 (文部科学省)
44	委員会は、教育分野における女性の十分な権利の保護に関する、本条約に基づく締約国の義務が国内法に取り入れられるように、男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する。委員会はまた、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。委員会は、男女共同参画基本計画(第3次)において、大学・短大における女性教員の割合の達成目標を20パーセントから引き上げ、最終的に、こうした機関における男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
45	【雇用】 委員会は、明白な男女間の水平的・垂直的職務分離に反映されている、労働市場における女性の不利な状況について依然として懸念を有する。委員会は、とりわけ、男女雇用機会均等法に基づく行政ガイドラインの「雇用管理区分」が、女性を差別するコース別制度を導入する余地を雇用主に与えているかもしれないと懸念している。委員会はまた、性別に基づく賃金格差が、フルタイムの労働者の間では時間当たり賃金で32.2パーセントと非常に大きく、パートタイム労働者の間ではこの性別に基づく賃金格差がさらに大きいという現状が根強く続いていること、有期雇用及びパートタイム雇用の多数を女性労働者が占めていること、並びに妊娠・出産を理由に女性が違法に解雇されていることについて懸念する。委員会はまた、現行の労働法における不十分な保護及び制裁措置についても、懸念を表明する。委員会は特に、本条約及びILO100号条約に沿った同一労働及び同一価値の労働に対する同一報酬の原則と認識できる条項が、労働基準法にないことを懸念する。委員会はまた、職場でのセクシュアル・ハラスメントが横行していること、及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった企業を特定する措置が法律に盛り込まれているものの、違反企業名の公開以外に法令遵守を強化するための制裁措置が設けられていないことに懸念を表明する。さらに、委員会は、雇用問題に関する法的手続きが長期にわたることを懸念する。これは、女性にとって受け入れがたく、また、本条約第2条(c)に規定されている法廷における救済を妨げるものである。	○ セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。(人事院) ○ 国家公務員法第27条において、「平等取扱いの原則」について規定をしており、「性別」によって差別してはならないことを定めている。なお、国家公務員法第27条に違反して差別した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(第109条第8号)。 ○ 地方公務員法第13条において、「平等取扱の原則」について規定をしており、「性別」によって差別してはならないことを定めている。なお、地方公務員法第13条に違反して差別した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられる(第60条第2号)。 (以上、総務省) ○ 男女雇用機会均等法により、①性別を理由とする差別を禁止し、②妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取り扱いを禁止し、③職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置の実施等を事業主に義務づけている。また、これらの義務等の男女雇用機会均等法の規定に違反している事業主に対して、勧告を行い、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ○ 労働基準法第4条により、①女性が労働者であることのみを理由として、あるいは、②社会通念として又は当該事業所において女性労働者が一般的に又は平均的に勤続年数が短いことを理由として、女性労働者に対し賃金に差をつけることを違法とし、同条の違反に対しては罰則を設けている。また、平成24年12月に通達を改正し解釈を明確化した。さらに、裁判例を紹介するパンフレットを配布し、事業主が賃金制度について実質的な男女差別になっていないかを確認できるようにしている。 ○ 雇用の分野におけるポジティブ・アクションについては、パラ28を参照。 (以上、厚生労働省)
46	委員会は、本条約第11条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する。委員会は、妊娠・出産による女性の違法解雇の実施を防止する措置と、垂直的・水平的職務分離を撤廃し、性別に基づく男女間の賃金格差を是正するために、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従った暫定的特別措置を含め、具体的措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、有効な実施と監視体制を整備し、法的支援や迅速な事案処理を含めて女性の救済手段へのアクセスを確立するために、締約国が、官民双方の雇用の分野における、セクシュアル・ハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を設けることを奨励する。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
47	【家庭と仕事の両立】 委員会は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、並びに家庭と仕事の両立を推進するその他の施策の策定等の締約国による法律面及び政策面の取組を歓迎する一方、依然として家庭や家族に関する責任を女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、並びに家庭での責務を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事するという実態が生じていることを懸念する。	○ 本年4月に、内閣総理大臣から経済界に対して「子供が3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得できるようにしていただきたい。」等の要請を行った。 「日本再興戦略」では、男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備等として、テレワークの普及等多様で柔軟な働き方の推進や長時間労働の抑制等のほか、「イクメン」の普及等、男性の家事・育児等への参画を進めることとしている。 また、従来からの取組として、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」において、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、次の取組を進めている。 ・ 企業担当者交流会を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進するに当たっての現場の課題や政策に関するニーズ等を収集 ・ 「カエル！ ジャパン」通信(メールマガジン)を毎月配信し、ワーク・ライフ・バランスに関する最新情報や企業取組事例等を紹介 ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」を毎年作成し、公表 ・ 企業や団体における取組を推進するため、業務の効率化など働き方を見直し、長時間労働の削減や年休取得促進など働き方改革に成果をあげたチームを公募し、好事例を「カエルの星」として認定 ○ 育児や家事、地域活動への参画に向け、シンポジウムの実施、男性の地域活動への参画好事例集の発行、ホームページを用いた情報提供等、男性の意識啓発の取組を行っている。 (以上、内閣府)
48	委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。	○ 平成24年7月に全面施行された短時間勤務制度の義務化、パパ・ママ育休プラス等の男性の育児休業取得促進のための制度の導入などを盛り込んだ改正育児・介護休業法の周知徹底や、好事例の普及、助成金制度など、両立支援制度を利用しやすい雇用環境を整備する企業の取り組みを促進している。(厚生労働省) ○ 2013年4月、喫緊の課題である待機児童解消のため、総合的な対策である「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25・26年度の2年間で、20万人分の保育の受け皿の整備を支援する。全国的な保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、40万人分の保育の受け皿を確保して、「待機児童ゼロ」を目指すこととしている。 また、保育所の保育料については、基本的に所得に応じた負担(応能負担)になっているほか、多子世帯に対する保育料の軽減策を実施している。 ○ 男性の育児休業取得促進のための制度の導入などを盛り込んだ改正育児・介護休業法の周知徹底、育児を積極的に行う男性「イクメン」を周知・広報することにより社会的気運の醸成を図る「イクメンプロジェクト」の取り組みや好事例集の周知広報により、男性が育児休業制度を利用しやすい職場環境づくりを進めている。 (以上、厚生労働省) ○ 認定こども園の普及促進や幼稚園における預かり保育・子育て支援の充実を図っている。 (文部科学省)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
49	【健康】 委員会は、締約国の質の高い医療サービスを称賛する一方、近年、HIV/エイズを含む性感染症の日本女性への感染が拡大していることを懸念する。委員会はまた、十代の女兒や若い女性の人工妊娠中絶率が高いこと、また、人工妊娠中絶を選択する女性が刑法に基づく処罰の対象となり得ることを懸念する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報が不十分であることを遺憾に思う。	○ 我が国刑法においては、墮胎は犯罪行為とされているが、これは、胎児の生命・身体を安全を主たる保護法益としつつ、併せて妊娠中の女子の生命・身体をも保護法益とするものであり、これらの法益を保護する必要から、墮胎罪を廃止することは適当ではないと考えられる。なお、母体保護法において母性の生命健康を保護するとの観点から、一定の要件のもとでの人工妊娠中絶が認められており、その場合には、墮胎罪として処罰されない。 (法務省) ○ 生涯を通じた女性の健康支援の視点も踏まえつつ、妊娠や出産、人工妊娠中絶等の適切な相談支援体制を整備することが求められていることから、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、女性健康支援センター等において、相談援助を行っている。 ○ 性感染症の予防啓発の推進のため、財団法人性の健康医学財団が主催している「性の健康週間(例年11月25日～12月1日)」に併せて、性感染症予防啓発ポスターを作成し、地方公共団体等へ配布している。 (以上、厚生労働省) ○ 文部科学省では、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を、各都道府県において開催している。 (文部科学省)
51	【マイノリティ女性】 委員会は、社会全体及びコミュニティ内において、締約国のマイノリティ女性は性別や民族的出自に基づく複合差別に苦しんでおり、こうした状況について情報や統計データが不十分であることを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利推進を図るために、各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策が策定されていないことは遺憾である。	○ 第3次男女共同参画基本計画では、第8分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」において、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があることを指摘し、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進めることとされている。 (内閣府) ○ 法務省の人権擁護機関では、人権相談を受け付けて適切な助言や適切な機関の紹介等を行うほか、人権侵害の疑いがある場合には調査を行い、関係機関と連携・協力するなどして事案に応じた適切な措置を講じている。 ○ 法務省入国管理局では、在留外国人の在留状況等について一定の情報を保有しているところ、関係府省がマイノリティ女性についての包括的調査を実施する際には、適切に関連情報を提供していきたい。 (以上、法務省)
52	委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請(A/58/38、パラ366)を改めて表明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。	

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
53	【社会的弱者グループの女性】 委員会は、農山漁村女性、母子家庭の母、障害のある女性、難民及び移民女性など、特に雇用、健康管理、教育、社会福祉へのアクセスに関して複合的な形態の差別を受けやすい、社会的弱者グループの女性に関する情報や統計データが不十分であることに留意する。	○ 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会は、平成21年11月、「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ、男女共同参画会議は、この報告書をもとに、生活困難を抱える人々を支援するため政府に取組を求める意見決定を行った。 上記取組も踏まえて、第3次男女共同参画基本計画においては、重点分野として、第6分野「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」、第7分野「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、第8分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」を定めており、施策を推進している。 (以上、内閣府)
54	委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。 また、委員会は、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入するよう締約国に要請する。	○ 法務省入国管理局は、引き続き人身取引事案及び配偶者からの暴力に係る事案の被害者の迅速・的確な保護、法的地位の早期安定化等に努めるとともに、被害者本人の意思及び立場に十分配慮した適切な対応を行う。 (法務省) ○ 母子家庭等に対する支援については、「母子及び寡婦福祉法」等に基づき、①保育所の優先入所等の子育て・生活支援策、②母子家庭等就業・自立支援センター等の就業支援策、③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、④児童扶養手当の支給等の経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している。 (厚生労働省)
55	【北京宣言及び行動綱領】 委員会は、本条約に基づく締約国の義務を履行するにあたり、本条約の規定を補強する「北京宣言及び行動綱領」を引き続き活用し、次回報告にその情報を盛り込むよう締約国に要請する。	(他の関係項目参照)
56	【ミレニアム開発目標】 委員会は、ミレニアム開発目標の達成には、本条約の十分かつ効果的な実施が不可欠であることを強調する。委員会は、ミレニアム開発目標達成を目指すあらゆる取組において、社会的性別(ジェンダー)の視点を取り込み、本条約の規定を明確に反映すること、及び次回報告にその情報を盛り込むことを締約国に要請する。	○ 我が国は、2005年に「ジェンダーと開発(GAD)イニシアチブ」を発表し、ODA全般にわたって、ニーズ把握から政策立案、案件形成・実施・モニタリング・評価に到る一連のプロセスを通じてジェンダー主流化を図ってきている。 ○ 特にMDGs達成への貢献として、2010年の国連総会で発表した保健及び教育分野における新たな協力政策においても、ジェンダーの視点を重視することを明記し、着実に実施している。 ○ また、2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議(TICADV)においても女性に焦点を当て、成果文書の中で女性のエンパワーメントを基本原則の一つに位置づけるなど、アフリカ諸国、開発パートナー等あらゆるステークホルダーとともにジェンダー主流化に取り組んでいくことを表明した。 (以上、外務省)
57	【その他の条約の批准】 委員会は、9つの主要な国際人権条約を国家が遵守することによって、生活のあらゆる面における女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。従って、委員会は、まだ日本が締約国でない条約、すなわち、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准を検討するよう日本国政府に奨励する。	○ 障害者権利条約については、国内法制度整備の進捗状況を踏まえて、可能な限り早期の締結を目指すこととしている。 (外務省)

パラ	最終見解の内容	各府省における対応状況
58	【周知】 委員会は、法律上及び事実上の女性の平等を保証するために講じられた措置、及びその関連で必要な今後の措置を、政府の職員、政治家、国会議員、女性団体及び人権団体を含む一般国民に認識させるため、今回の最終見解を日本国内で広く周知させることを要請する。委員会は、本条約、本条約の選択議定書、委員会の一般勧告、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性2000年会議－21世紀に向けての男女平等、開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果についての周知を、特に女性団体及び人権団体に対し強化するよう締約国に要請する。	○ 我が国の第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解については、その日本語仮訳を内閣府ホームページ (http://www.gender.go.jp/)で公開しているほか、報告会、刊行物等を通じ、一般国民に対する周知に努めている。 また、女子差別撤廃条約等については、同条約採択30周年を記念したポスター作成、記念行事開催等(2009年(平成21年))、女子差別撤廃委員会委員による講演会の開催(2010年(平成22年))、女子差別撤廃条約をわかりやすく解説した広報映像DVDの制作、都道府県等への配布(2011年(平成23年))、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)バチエレ事務局長による講演会の開催(2012年(平成24年))等、周知の強化に取り組んでいる。 (内閣府) ○ 我が国は、第6回政府報告とともに最終見解の概要及び全文を外務省HPに掲載し、日本国内に広く周知している。 (外務省)

第1－5－9表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

（単位：件）

	新受件数	既済件数																却下	取下げ 等	
	総数	総数	認容（保護命令発令）件数																	
			1. 被害者に関する保護命令のみ 発令された場合										2. 「子への接近 禁止命令」及び 「親族等への接近 禁止命令」が同時 に発令された場合	3. 「子への接近 禁止命令」が発令 された場合（2. 以外）	4. 「親族等への 接近禁止命令」が 発令された場合 （2. 以外）					
			うち、 生命等 に対する脅迫 のみを理由と する申立てに 係るもの	うち、 生命等 に対する脅迫 のみを理由と する申立てに 係るもの	(1) 接近禁 止命令 ・退去 命令・ 電話等 禁止命令	(2) 接近禁 止命令・退 去命令	(3) 接近禁 止命令・電話 等禁止命令	(4) 接近禁 止命令のみ	(5) 退去命 令のみ	(6) 電話等 禁止命令（事後 発令）	(1) 被害者への接近禁 止命令と同時	(2) 事後的な 子への接 近禁止命 令及び親 族等への 接近禁止 命令の同 時発令	(1) 被害者への接近禁 止命令と同時	(2) 事後的な 子への接 近禁止命 令	(1) 被害者への接近禁 止命令と同時	(2) 事後的な 親族等への接近禁 止命令				
平成13年	171	153		123			32		91	0								4	26	
平成14年	1,426	1,398		1,128			326		798	4								64	206	
平成15年	1,825	1,822		1,468			406		1,058	4								81	273	
平成16年	2,179	2,133		1,717			554		1,098	5				55	5			75	341	
平成17年	2,695	2,718		2,141			190		730	4				1,205	12			147	430	
平成18年	2,759	2,769		2,208			166		710	8				1,320	4			146	415	
平成19年	2,779	2,757		2,186			173		640	7				1,364	2			140	431	
平成20年	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450	
平成21年	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526	
平成22年	3,096	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504	
平成23年	2,741	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458	
平成24年	3,145	3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504	
合 計	29,063	28,985	3,504	22,959	2,654	633	1,971	2,020	5,690	68	10	2,406	5	8,928	40	1,156	32	1,462	4,564	

- （備考）
1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表の2、3、4のそれぞれ（1）が前者、1の（6）、2、3、4のそれぞれ（2）が後者である）。
 4. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。
 5. 平成24年の数値は、速報値である。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反の受理処理状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	合計
通常受理	2	36	40	52	74	58	83	81	90	85	65	666
公判請求	0	19	21	33	29	28	34	28	35	28	24	279
略式命令請求	0	10	13	10	29	13	37	23	35	36	13	219
不起訴	0	6	6	8	18	14	14	27	25	21	31	170

※検察統計年報による。
 ※平成13年の数値は、同法の施行日である同年10月13日以降の数値である。

○強制わいせつ罪，強姦罪等の受理処理状況

【通常受理人員】

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
強制わいせつ，強制わいせつ致死傷	3,187	3,104	2,985	3,064	3,145
強姦，強姦致死傷，集団強姦，集団強姦致死傷	1,744	1,690	1,564	1,404	1,312
強盗強姦,強盗強姦致死	169	151	175	160	138

※検察統計年報による。

【起訴・不起訴人員】

	平成19年			平成20年			平成21年			平成22年			平成23年		
	計	起訴	不起訴	計	起訴	不起訴	計	起訴	不起訴	計	起訴	不起訴	計	起訴	不起訴
強制わいせつ，強制わいせつ致死傷	2,727	1,569	1,158	2,640	1,443	1,197	2,553	1,452	1,101	2,502	1,435	1,067	2,625	1,389	1,236
強姦，強姦致死傷，集団強姦，集団強姦致死傷	1,623	885	738	1,512	789	723	1,378	662	716	1,257	568	689	1,170	561	609
強盗強姦,強盗強姦致死	176	136	40	130	117	13	163	129	34	137	99	38	122	78	44

※検察統計年報による。